

## － 2022 年度船橋市春季市民サッカー大会 運営細則 －

1. 大会の運営は、船橋市サッカー協会第 1 種委員会運営規定による。
  2. 審判については、以下のとおりとする。
    - ▶ 審判員は、試合を行うチーム以外の 2 チームより各 2 名の計 4 名を選出し、一方のチームは主審と第 4 審判、他方のチームは副審を担当する。なお、割り当てについては、各ブロックで決定する。
    - ▶ 主審については、必ず有資格者が行う。また、副審及び第 4 審判についても有資格者が行うことが好ましい。
    - ▶ 主審は、試合開始前にブロック運営委員に ID カードを提示し、確認を受ける。
- |                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| <b>【1 日 3 試合の場合】</b> | <b>【1 日 2 試合または 4 試合の場合】</b> |
| 第 1 試合⇒第 3 試合の両チーム   | 第 1 試合⇒第 2 試合の両チーム           |
| 第 2 試合⇒第 1 試合の両チーム   | 第 2 試合⇒第 1 試合の両チーム           |
| 第 3 試合⇒第 2 試合の両チーム   | 第 3 試合⇒第 4 試合の両チーム           |
|                      | 第 4 試合⇒第 3 試合の両チーム           |
- \* 試合を棄権した場合でも棄権チームには審判責務 4 名派遣の責務は残ります。**
3. 原則雨天決行とするが、グラウンドコンディション不良等による中止の場合は当日朝 7 時 30 分までに決定し、ブロック運営委員より各チーム代表者へ電話連絡する。
  4. ゴミは必ず持ち帰ること。特にペットボトル、タバコ、テーピング屑等の不始末が多く見受けられるので、十分に留意する。
  5. 高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)およびグラスポ球技場は、会場の注意事項を理解し、チームとして管理厳守をお願いします。
  6. 高瀬町球技場では、少年野球場への立ち入りは厳禁とする。
  7. 高瀬町球技場の駐車台数は 1 チーム 5 台までとする。
  8. 高瀬町球技場の駐車場入口が塞がっている場合は、以下のとおり対応すること。
    - ▶ 鍵は若松公園管理事務所の牛乳受けの中にあります。
    - ▶ 鍵を開けた方は、鍵、南京錠、支柱を止める鉄棒(15~20cm)をブロック運営委員に渡すこと。
    - ▶ 少年野球場利用者が開けた場合、鍵等をサッカー利用者に預けてくる場合があるので、受取った人は必ずブロック運営委員に渡すこと。
  9. 自由運動広場の利用時は、馬込斎場の駐車場には絶対に駐車しないこと。馬込斎場に駐車した事実を確認した場合は、運営委員会で処分を決定する。
  10. 会場準備(第 1 試合の両チーム)及び会場整備(最終試合の両チーム)については、該当チームが以下のとおり責任を持って行う。
    - 【会場作成】**
      - 凸凹やぬかるみ等のある場合は、トンボなどでグラウンドを整地する。
      - グラウンドにラインを引く。(各会場ともポイントがあるので正確に引くこと。)
      - コーナーフラッグ、ゴールネット等を点検する。補修が必要な場合は出来る限り行う。
    - 【会場整備】**
      - グラウンド全体にトンボをかける。特に凸凹やぬかるみ等のある場合は重点的に行う。
      - 用具(ラインカー、石灰、メジャー、コーナーフラッグ、トンボ等)を所定の場所に片づける。特に自由運動広場については、試合終了後速やかに借用した用具を返却すること。
      - 会場内にゴミが落ちてないかを確認する。ゴミがある場合は会場整備チームの責任において処分する。(特に、タバコ、ペットボトル、テーピング屑等)
  11. 試合毎のトンボかけについて、雨等によってできたぬかるみ部分を重点的に行い、グラウンドの凸凹を極力少なくするように努める。グラウンド状況に問題がなければ行う必要はない。但し試合やトンボかけによって消えたり薄くなったりしたラインは、試合の進行に重大な支障がある為、試合間もしくはハーフタイムを利用して行う。
  12. 審判報告書は、主審が所定の様式にて試合の当日中にブロック運営委員へ報告する。報告を怠った場合は、チーム警告の対象とする。
  13. 事故・ケガ等が発生した場合は、必ず大会運営委員長に報告する。また処置については、各チームにて責任をもってあたること。
  14. **新型コロナ対策ガイドラインに則る。**

－ 2022 年度船橋市春季市民サッカー大会 競技規則 －

1. 本大会の競技規則は、最新の(財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。
2. 試合時間は 60 分とし、インターバルは 5 分以内とする。勝敗が決しない場合は PK 戦により決定する。ただし、準決勝及び決勝戦については 20 分間の延長戦を行い、なおも勝敗が決しない場合は、PK 戦により決定する。
3. 棄権試合は、棄権したチームを 0-5 で不戦敗とする。
4. メンバー登録人数及びメンバー交代人数は無制限とする。ただし交代は、提出されたメンバー票に記載された選手に限る。
5. 大会期間中に 2 回の警告処分を受けた場合は、次の公式戦 1 試合を出場停止とする。退場処分を受けた場合も同様とする。また、特に悪質と認められる場合は運営委員会にて審議の上、処分を決定する。
6. 優勝及び準優勝チームには、第 35 回船橋市サッカー選手権大会への出場資格を与える。なお、出場辞退した場合の 3 位以降のチームへの出場資格の委譲は行わない。
7. 更新版 FFA1 当日チーム利用者名簿&メンバーシートを記入し提出する。

【報告書送信先、問い合わせ】  
大会運営担当 中村  
E-Mail: ffa1.nakamura@gmail.com  
FAX: 047-457-0893